

山口県国民保護計画(骨子) 案 の概要

山口県国民保護計画の性格

国民保護法に基づき県が作成するものであり、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、県民を安全に避難させ救援する方法や、武力攻撃災害への対処などを内容とし、主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものである。

また、市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準を示すものである。

なお、この計画で定める国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途、関係部局において、必要な事項を定めるものとする。

国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報提供
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力
- 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 本県の地域特性への配慮

計画の構成

- 第1編 総論
 - 県の責務、国民保護措置に関する基本方針等
- 第2編 平素からの備えや予防
 - 県の組織体制、関係機関との連携体制等
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 対策本部の設置、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等
- 第4編 復旧等
 - 応急復旧、武力攻撃災害の復旧、費用の支弁等
- 第5編 緊急対処事態への対処
 - 緊急対処保護措置等
- 資料編 関係条例、避難施設・生活関連等施設リスト等

第1編 総論

1 対象とする事態

武力攻撃事態、武力攻撃予測事態

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

武力攻撃事態の想定

地上部隊が
上陸する攻撃

ゲリラ・特殊
部隊による攻撃

弾道ミサイル
による攻撃

航空機
による攻撃

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

緊急対処事態の想定

危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃

・原子力発電施設等の破壊
・石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の破壊等

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃

・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
・列車等の爆破

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

・放射性物質を混入させた爆弾等による放射能の拡散
・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
・水源地に対する毒素等の混入

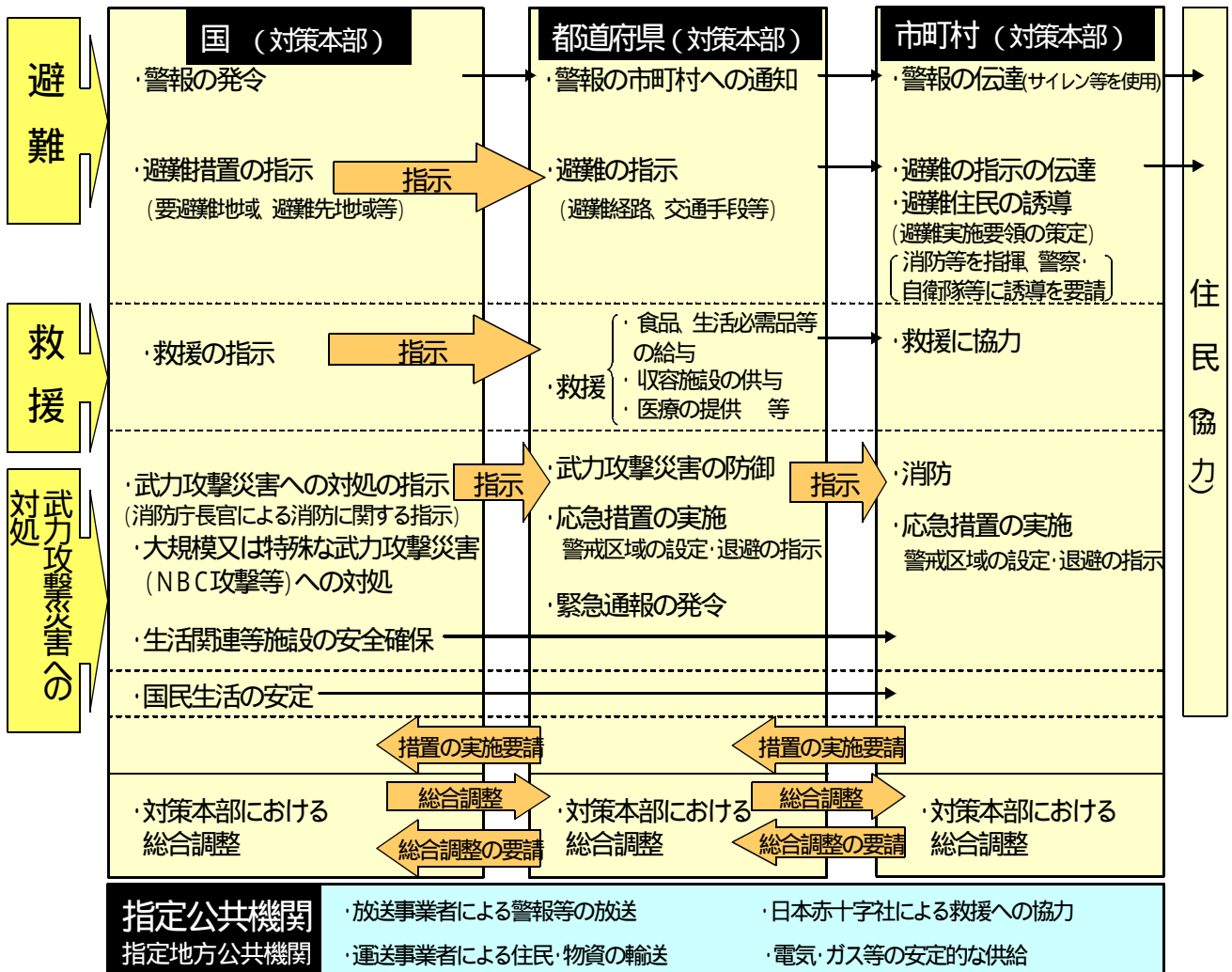
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等

2 国民保護措置のしくみ

武力攻撃事態等発生

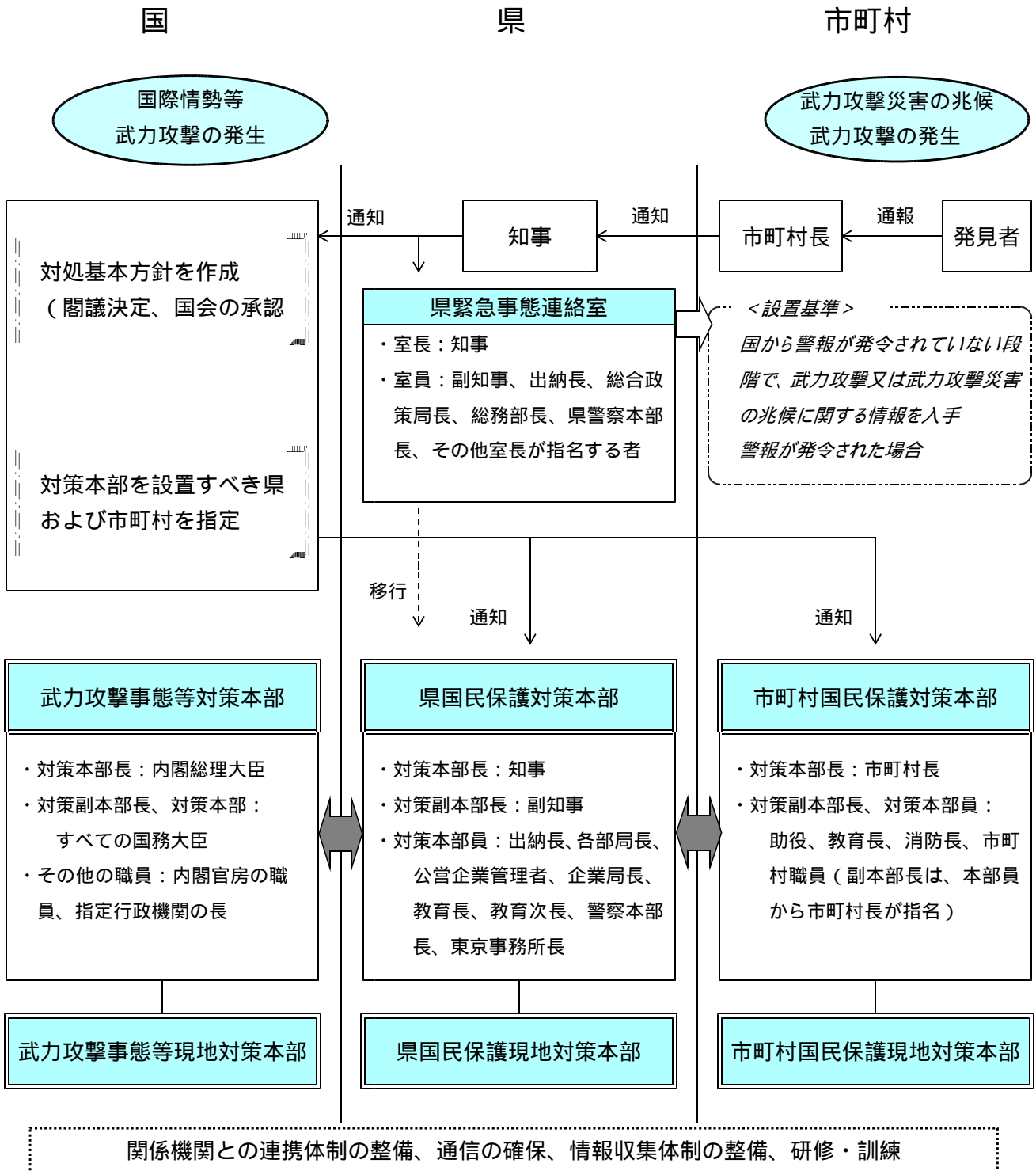
地方公共団体が行う事務は
法定受託事務（警察を除く）
措置費用は国負担



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第2編 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等(第2・3編)



< 県の体制及び職員の参集基準等 >

【事態レベルに応じた県の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員
	担当課による情報収集体制	危機管理室職員
	緊急事態連絡室設置	知事、副知事、出納長、総合政策局長、総務部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、危機管理室職員
	国民保護対策本部設置	全ての県職員

【事態レベルの判断基準】

警報の発令	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
警報の発令がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	(情報収集体制)
	国から警報の発令はないが、武力攻撃あるいは武力攻撃災害の兆候に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	(緊急事態連絡室)
警報の発令があった段階	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	(緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	(国民保護対策本部)

担当課（危機管理室）による情報収集体制の整備は、知事と協議の上、総合政策局危機管理室長が行う。

緊急事態連絡室の設置は、知事が行う。

国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

2 避難及び救援等に関する平時からの備え

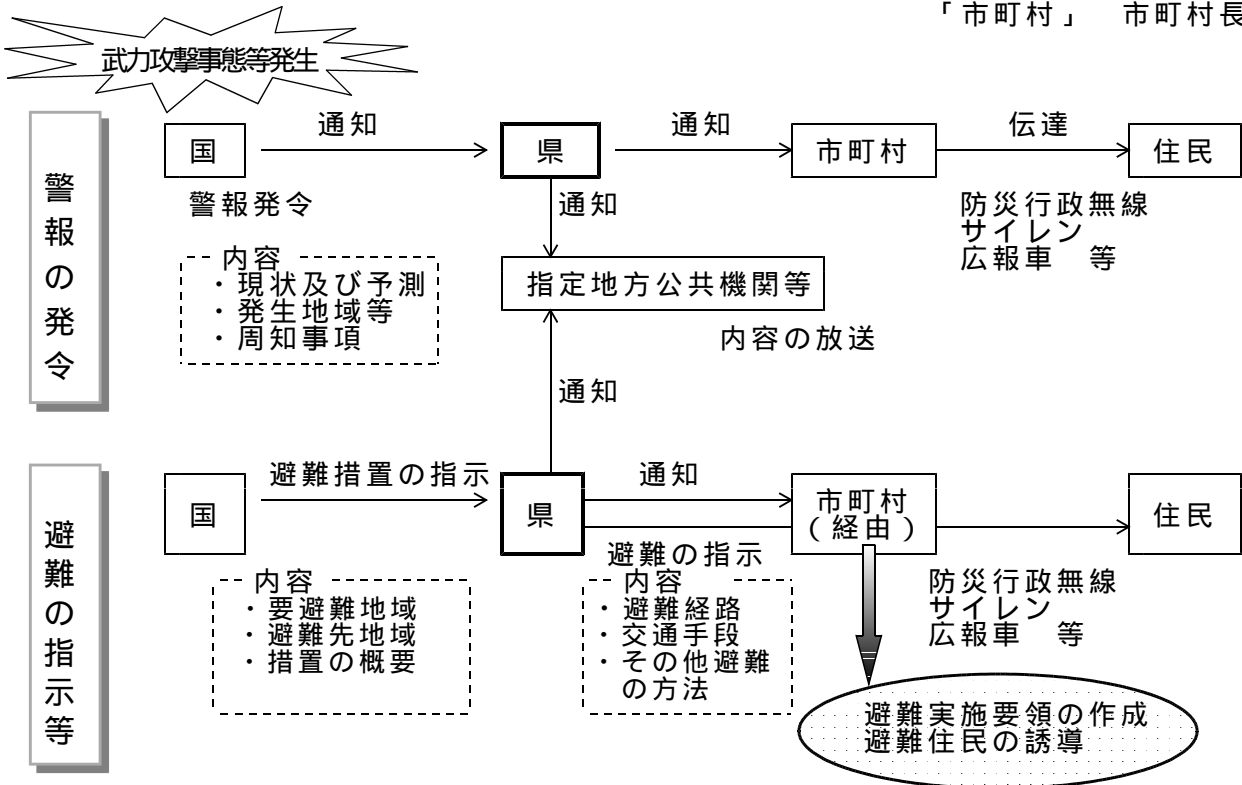
避難	避難施設の指定、輸送力・輸送施設の把握、避難実施要領のパターン作成 等
救援	収容施設の候補地、備蓄物資、調達可能物資リスト作成等
武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の把握 等
物資及び資材の備蓄整備	防災のための備蓄の活用、調達体制の整備 等
啓発	広報媒体の活用、研修会、講演、自主防災組織や消防団を通じた啓発 等

第3編 武力攻撃事態等への対処

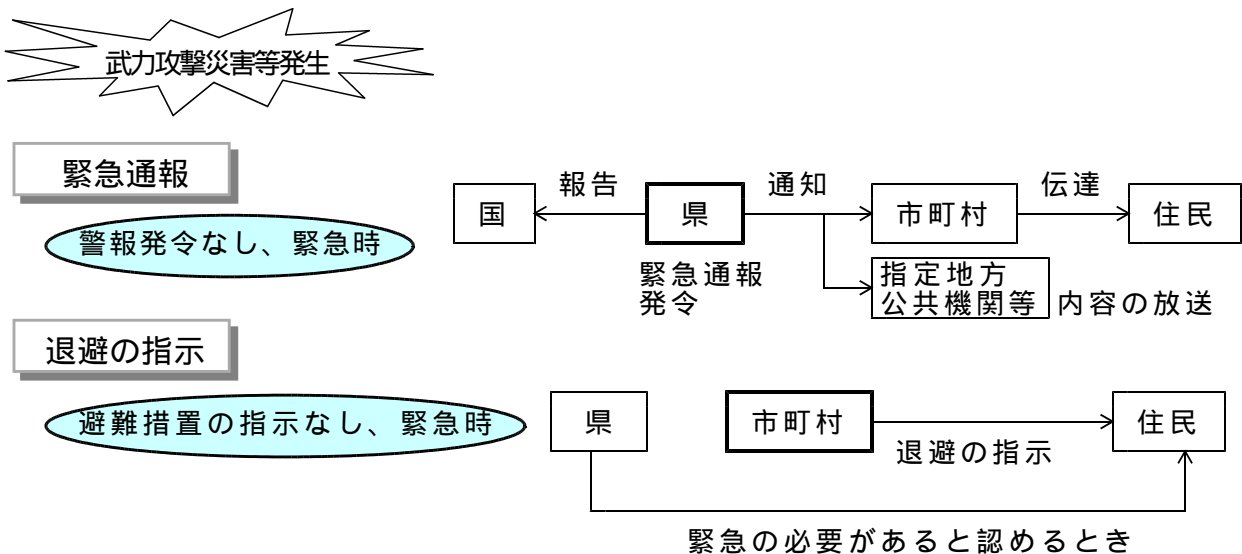
1 警報及び避難の措置

(1) 警報及び避難の措置のフロー

「国」 対策本部長
 「県」 知事
 「市町村」 市町村長



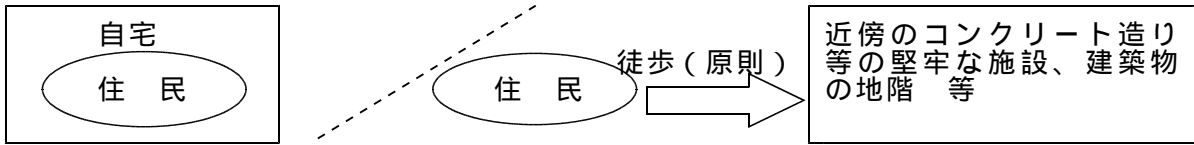
国の警報、避難措置の指示がない段階では、以下のとおり



(2) 基本的な避難の種類

屋内避難

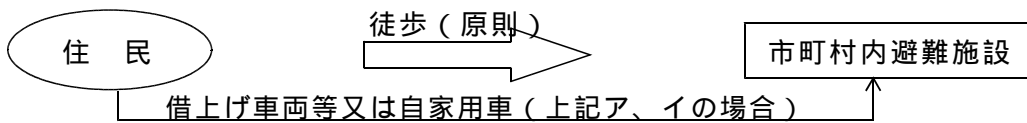
避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



市町村内避難

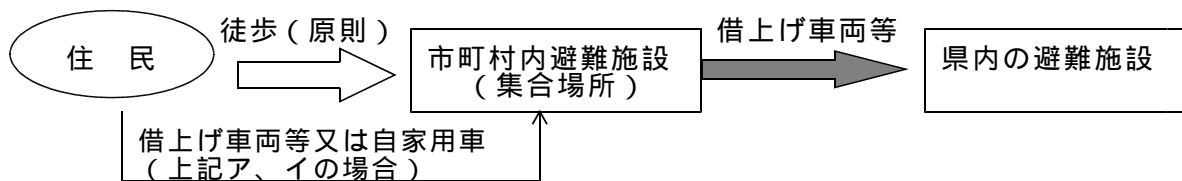
避難方法 徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

- ア 徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難
- イ 半島、中山間地域などの公共交通機関が限られている地域等の住民の避難



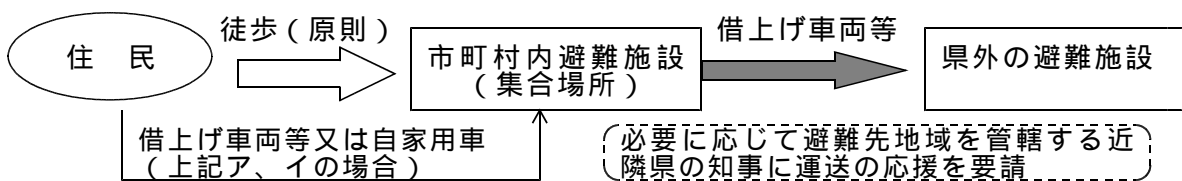
県内避難

避難方法 市町村内避難所への避難は市町村内避難のとおり
市町村内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する



県外避難

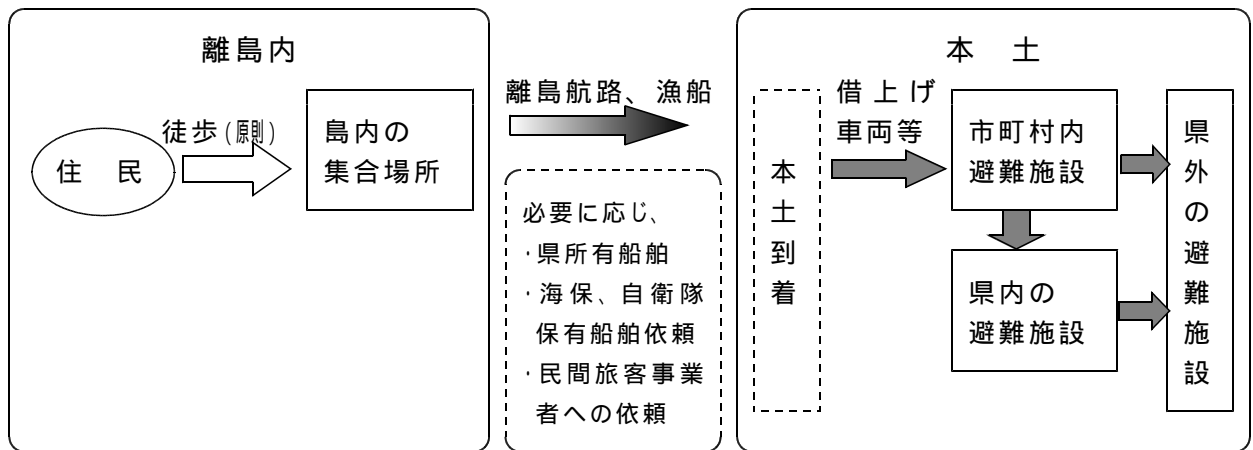
避難方法 市町村内避難所への避難は市町村内避難のとおり
市町村内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する



(3) 本県の地域特性に応じた避難の方法

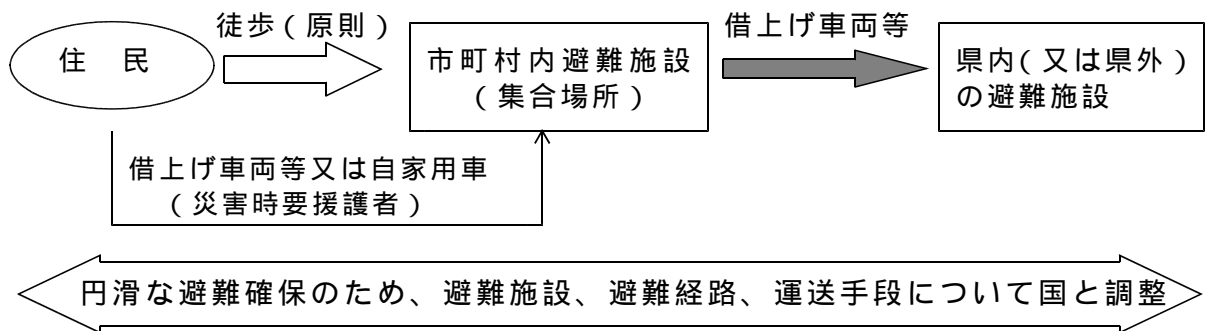
離島の全住民の本土への避難（着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合）

- 避難方法
- ・ 本土への避難は、離島航路の利用を基本とする
 - ・ 航路事業者のみでは、迅速な対応が困難な場合は、次の方法による
 - ア 県所有船舶の活用
 - イ 海上保安部、自衛隊に対し、各所有船舶による運送を依頼
 - ウ 国の支援を得て、民間旅客事業者に運送を依頼
 - ・ 漁船により出漁している離島住民については、当該漁船により最寄りの本土側漁港に避難するよう、市町村が漁業無線等により連絡
 - ・ 本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動



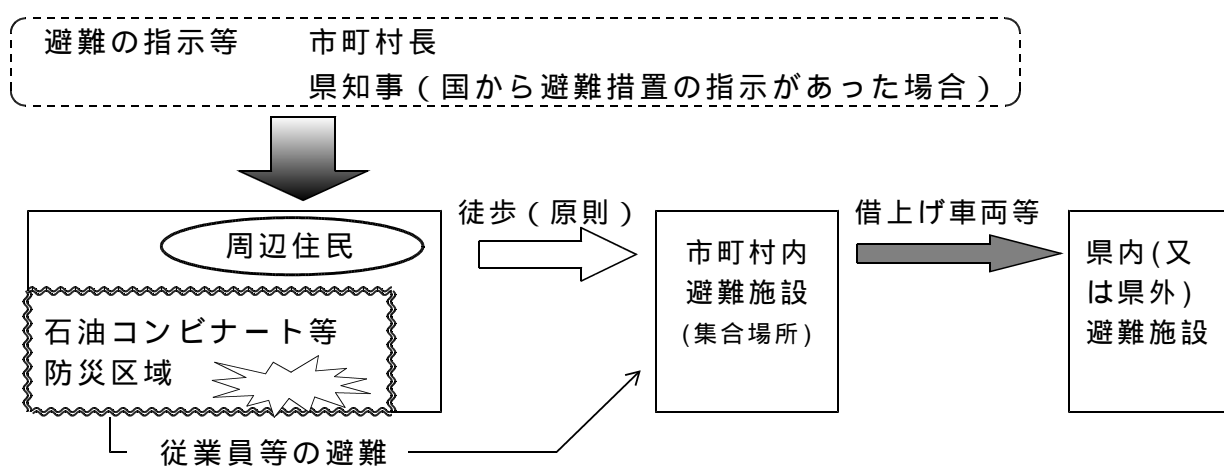
自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難

- 避難方法
- ・ 施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、県及び関係市町村は、国と連携を密にし、避難施設、避難経路及び運送手段を確保する



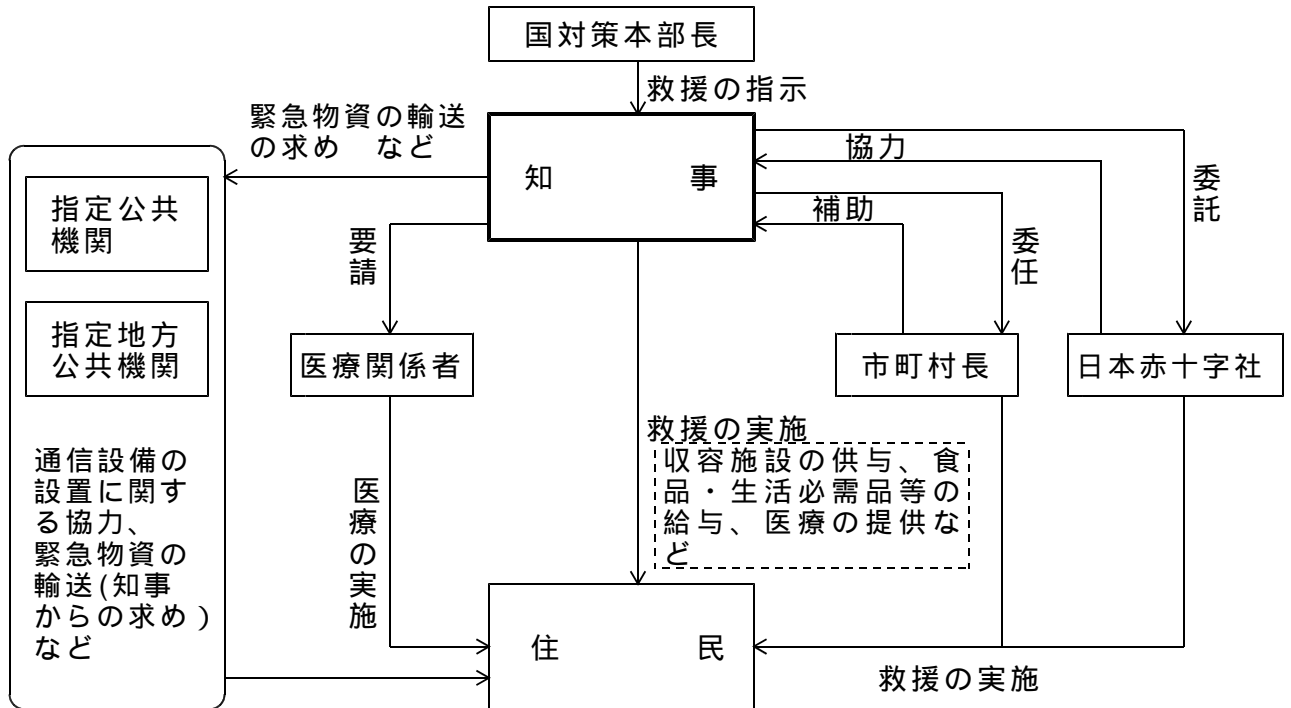
石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

- 避難方法 ア 石油コンビナート等特別防災区域内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係市町村長による避難の指示又は勧告により避難
- イ 国から避難措置の指示があった場合は、県知事による避難の指示により避難



2 救援の措置

(1) 救援の措置のフロー

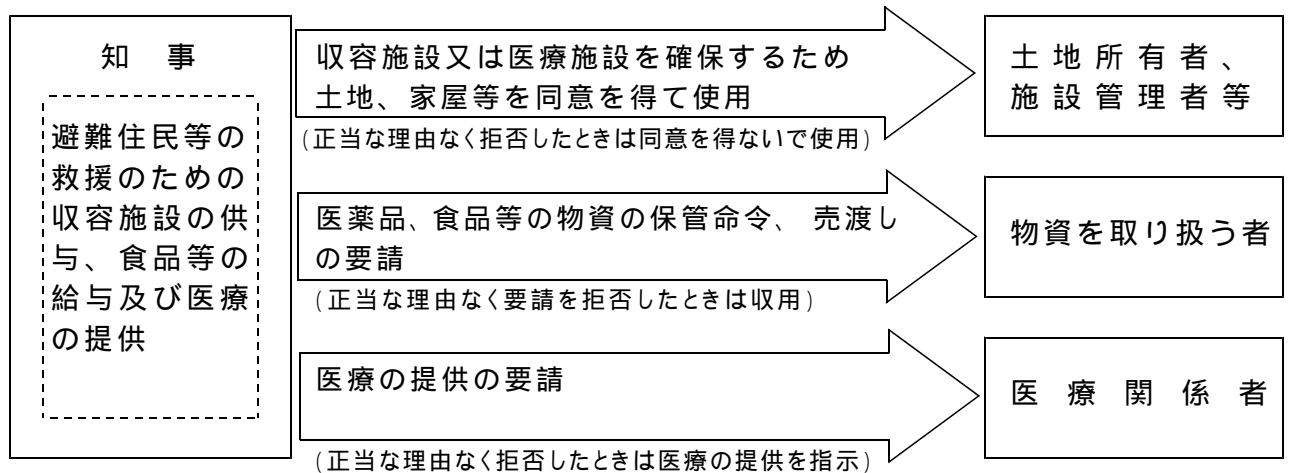


(2) 救援のための物資の売渡しの要請等

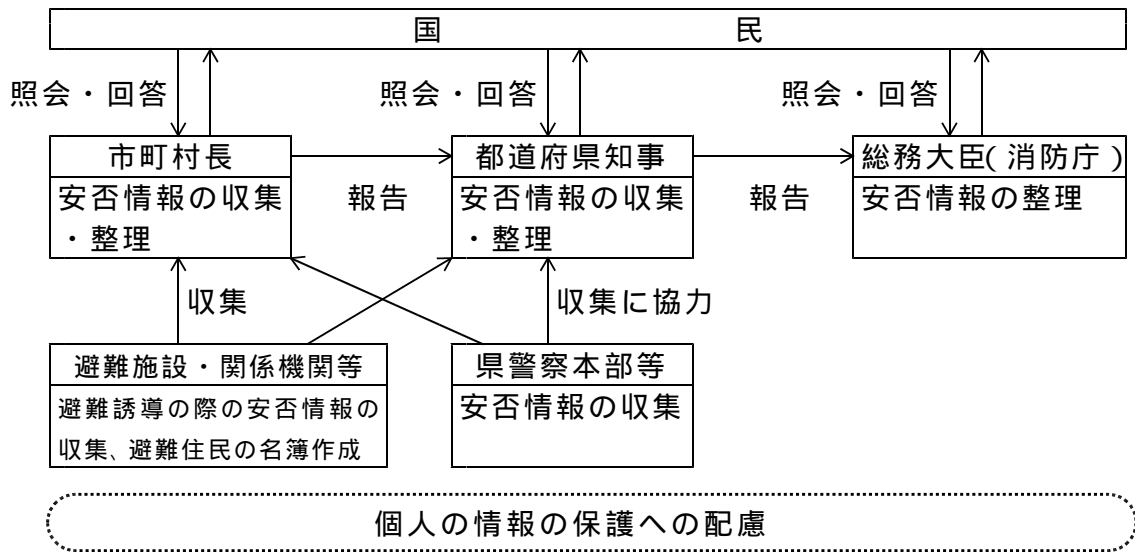
知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、以下の措置を講ずることができる。この場合においては、次のことに十分留意する。

- | | | |
|-------------|---------------|---------------------|
| 留意事項 | ア 緊急の必要があること | イ 他に取得手段がないこと |
| | <実施する場合は> | |
| | ウ 必要最小限度とすること | エ 公正かつ適正な手続きの下に行うこと |

【措置】



(3) 安否情報の収集・提供



3 武力攻撃災害への対処・国民生活の安定等

国	県	市町村
生活関連等施設 の 安全確保 放射性物質等 (NBC) 汚染への対処 原子炉等による被害の 防止 危険物質等に関する危 険防止 感染症等への対応 消防に関する指示 被災情報の収集 生活関連物資等の価格 の安定等	生活関連等施設の 安全確保 危険物質等に関する 危険防止 (応急措置) 緊急通報の発令 緊急の必要がある と認めるときに、 国の警報を待たず に発令 消防に関する指示 被災情報の収集 交通の規制 (県公安委員会)	生活関連等施設の 安全確保 危険物質等に関する 危険防止 危険防止 応急措置 事前措置 物件の除去、保安等 退避の指示 応急公用負担 土地等の一時使用、 物件の使用・収用 警戒区域の設定 消防 被災情報の収集

生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しく支障をおよぼすおそれがある施設
 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設
 (発電所、浄水施設、鉄道施設、ダム、危険物質等の取扱所など)

第4編 復旧等

1 応急の復旧

管理する施設及び設備の緊急点検等

通信機器の応急復旧

国に対する支援要請（市町村の場合は、県に対する支援要請） 人員や資機材等
ライフライン施設（水道、電気、ガス、通信等）の応急復旧

2 武力攻撃災害の復旧

国において財政上の措置等本格的復旧に向けた所要の法制を整備
国の示す方針に基づき、管理する施設及び設備の復旧を実施

3 費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用は、原則として国が負担
（支弁した費用について、国に対し負担金を請求）

損失補償、実費弁償及び損害補償

	対象となる処分等	実施機関
損失補償	救援のための 物資の収用及び保管命令、 土地等の使用	県
	武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用、土石、竹木等の使用及び収用	県 市町村
実費弁償	救援のための医療の実施の要請	県
損害補償	国民保護措置（避難住民の誘導、救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等）の実施に必要な援助の協力要請	県 市町村

第5編 緊急対処事態への対処

基本的に、武力攻撃事態等への対処に準じて実施